平成３０年（フ）第５５号
宮崎県西都市大字三納2045番地、住民票上の住所宮崎県西都市大字加勢1960番地
債務者　津江　清子（旧姓古財）
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第３３号
宮崎県延岡市北一ケ岡１丁目10番６－504号
債務者　小路　直美
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第２２号
兵庫県宝塚市ふじガ丘４番15号、前住所兵庫県伊丹市鋳物師３丁目72番地
債務者　谷口　京子
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第２９号
兵庫県伊丹市東野３丁目18番地
債務者　高原春日こと　朴　　春日
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第８号
高知県土佐清水市緑ケ丘27番19号、旧住所高知県土佐清水市天神町２番６号
債務者　山崎　美紅（旧姓筧）
1　決定年月日時　平成30年３月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
高知地方裁判所中村支部

平成３０年（フ）第２９７号
名古屋市中川区東春田２丁目179番地　ウィステリア東春田102号、従前の住所名古屋市中川区前田西町２丁目109番地　ドミールＵ303号
債務者　田平亜沙美（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４６号
沖縄県那覇市松川２丁目４番15号　ＮＦＳ松川　203
債務者　島袋　稔子
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第１１２号
川崎市川崎区大島３丁目36番２－301号　ヴェール大島
債務者　森　　広
1　決定年月日時　平成30年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第３６号
沖縄県浦添市勢理客２丁目９番15－202号　コーポ樽
債務者　松尾伸治郎
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第７５号
熊本県上益城郡益城町大字宮園758番地６
債務者　西岡久仁子
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第８５号
山口市小郡下郷785番地10　栄山ハイツ202号
債務者　藤田　健二
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１６号
山口市黒川724番地５
債務者　中村奈美子
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３０５号
東京都小金井市緑町５丁目15番14号コガネイアイビーハウス206
債務者　平野　繁人
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１９４号
東京都三鷹市野崎１丁目21番16号宮前ハウス201
債務者　平間　　実
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２５１号
東京都東村山市富士見町１丁目２番地63富士見台団地６－406
債務者　佐藤　直哉
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２５８号
東京都八王子市上柚木２丁目63番地６－414
債務者　横手　孝正
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部